

## 9. 税の減免等

### 1) 所得税・市県民税の所得控除

種 類	<p>① 障害者控除 本人または扶養控除の対象となる親族に障がいがある場合、所得から障害者控除を差し引くことができます</p>			
	名 称	対 象 者	所 得 税	市 県 民 税
	障害者控除	身体障がい者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障がい者保健福祉手帳 2・3級	1人当たり 27万円	1人当たり 26万円
	特別障害者 控 除	身体障がい者手帳1・2級 療育手帳④・A 精神障がい者保健福祉手帳 1級	1人当たり 40万円	1人当たり 30万円
同居特別 障 害 者 扶 養 控 除	扶養控除対象の親族が特別 障がい者で、かつ同居して いる場合	通常の扶養控 除に35万円加 算	通常の扶養控 除に23万円加 算	
	<p>② 心身障がい者扶養共済掛金 共済に加入し掛金を納入している場合、掛金の金額を所得から小規模企業共済等掛金控除として差し引くことができます。</p>			
	<p>③ ストマ用装具の購入費用 人工肛門または尿路変更のストマを持つ方が、ストマケアに係る治療を受けている場合、ストマ用装具の購入費用のうち自己負担分が医療費控除の対象になります。 ※ ただし、医師が発行するストマ用装具使用証明書の添付が必要です。 (証明書用紙は税務課にあります。)</p>			
手 続	<p>確定申告(市県民税の申告)時に、必要書類を添付または提示してください。 ※ 給与所得者の場合、①と②は年末調整で手続きできます。</p>			
必要書類等	<p>①障がい者手帳 ②共済掛金の領収書 ③ストマ用装具購入に係る領収書、 ストマ用装具使用証明書</p>			
窓 口 (問合せ)	<p>所得税：竜ヶ崎税務署 電話 0297-66-1303 県民税及び市民税：税務課 ※勤務先の給与担当者(①と②のみ)</p>			

### 2) 市県民税の非課税

本人が障がい者の場合、前年の所得が125万円までは非課税になります。

手 続	障害者控除の手続きをすることで兼ねています。
窓 口	税務課

### 3) 相続税の障害者控除

相続人が障がい者の場合、相続税額から障害者控除を差し引くことができます。

障がい者の方	85歳に達するまでの年数×6万円
特別障がい者の方	85歳に達するまでの年数×12万円
窓 口	竜ヶ崎税務署 電話 0297-66-1303

### 4) 贈与税の非課税

特別障がい者を受益者として、信託会社等に財産の信託をした場合、信託受益券の価額のうち6,000万円までは課税の対象になりません。

窓 口	信託会社等、竜ヶ崎税務署 電話 0297-66-1303
-----	------------------------------

### 5) 預貯金等の利子の非課税

銀行預金等及び公債の元本が各々350万円を限度として、障がい者が一定の手続をして預け入れをした場合、利子が非課税になります。

窓 口	ゆうちょ銀行（郵便局）、銀行、証券会社等の金融機関
-----	---------------------------

### 6) 個人事業税の減免等

個人で事業を営む方が障がい者の場合、事業税が減免または非課税になります。

事業の内容	減免等の内容
視覚障がい者（両眼の矯正視力が0.06以下）が営むあんま、マッサージ、はり、灸、柔道整復等の医業に類する事業	非課税
身体障がい者が営む事業で、前年の所得が310万円以下	税額の2分の1を減免
窓 口	土浦県税事務所 電話 029-822-7212

### 7) 自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税の減免

次の場合、自動車税・軽自動車税が全額減免になります。（対象となる障がい区分・等級は下表の通り） **※減免手続きを行なう際は、事前に必ずご相談ください**

要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者本人が運転する場合</li> <li>・ 障がい者と生計を一にする方が、障がい者の通学、通院、通所または生業のために運転する場合</li> <li>・ 障がい者のみの世帯または障がい者と未成年者もしくは70歳以上の高齢者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方が週に3日以上、障がい者の通学、通院、通所または生業のために運転する場合（対象自動車は該当する世帯の方が所有するものに限る。）</li> <li>・ 障がい者が福祉施設等に入所している場合は、障がい者と生計を一にする方が障がい者を週に1回（月に4回）は一時帰宅や通院のために運転をしていること</li> <li>・ 手帳の交付日が、自動車税（種別割）では申請する年の3月31日以前、自動車税（環境性能割）では自動車の登録の日以前である場合</li> </ul> <p>※減免を受けられる自動車は障がい者1人につき1台（軽自動車を含む。）に限られます。          ※自動車税の減免申請は当該年度の申請時期を経過すると減免できません。期限を過ぎた申請を行った場合は、翌年度からの取扱いとなりますのでご注意ください。</p>
----	---

手続	自動車の運転者, 所有者が共に障がい者本人の場合	県税事務所で手続きしてください。 減免申請書, 障がい者手帳, 免許証, 印かん, 車検証, 納税通知書(普通徴収の方)	
	生計同一者が運転者若しくは所有者の場合	県税事務所で手続きしてください。 減免申請書, 障がい者手帳, 生計を一にすることを示す書類, 免許証, 印かん, 車検証, 納税通知書(普通徴収の方)	
	常時介護者が運転者の場合	社会福祉課で常時介護証明の発行を受けてから, 県税事務所で手続きしてください。	
		減免申請書, 障がい者手帳, 通院・通学・通勤証明書, 免許証, 印かん, 車検証, 住民票(障がい者及び運転者が記載されているもの), 納税通知書(普通徴収の方)	
	福祉施設に入所している場合	県税事務所で手続きしてください。 減免申請書, 障がい者手帳, 免許証, 印かん, 車検証, 納税通知書(普通徴収の方), 福祉施設の発行する証明書, 障がい者の住民票, 扶養関係を示す書類(健康保険証, 源泉徴収票, 施設入所の申込書等)	
		税務課で手続きしてください。 障がい者手帳, 免許証, 印かん, 車検証, 納税通知書	
	生計を一にすることを示す書類(発行3箇月以内のもの)	同居の場合	世帯全員(障がい者を含む)の住民票
		同居していない場合	障がい者の住民票, 被扶養者としていることを示すもの(健康保険証, 源泉徴収票, 確定申告書の写し等) ※被扶養者としていない場合(下記の書類を添付) 障がい者と納税義務者の続柄を示す戸籍謄本(3親等以内) 生計同一確認書(半径2km以内に居住している書類)
窓口	・土浦県税事務所 電話 029-822-7205, 自動車税分室 電話 029-842-7812 ・常時介護証明の発行: 社会福祉課 ・軽自動車税: 税務課		

<対象になる障がい区分・等級>

障がい区分	運転者区分 本人が運転する場合	生計同一・常時介護者が運転する場合
視覚	1～4級	左に同じ
聴覚	2・3級	
平衡機能	3級	
音声機能	3級(喉頭摘出に限る)	
上肢不自由	1・2級	1～3級
下肢不自由	1～6級	
体幹機能	1～3級・5級	1～3級
胸郭成形術による胸郭の変形	1～3級・5級	
脳病変による運動機能	1・2級	左に同じ
脳病変による移動機能	1～6級	
心臓, じん臓, 呼吸器, ぼうこう・直腸機能	1・3級	
免疫機能	1～3級	
知的障がい	療育手帳 ㉠・A	左に同じ
精神障がい	精神障がい者保健福祉手帳1級(自立支援医療費受給者証又は医療福祉費受給者証(マル福)を所持している場	左に同じ

※身体障がいの場合, 減免の可否は手帳の総合等級ではなく障がい区分ごとの等級で判断されます。(例: 総合等級2級の方で内訳が上肢3級, 心臓4級の場合は該当しません)